

荒廃農地の解消等に活用可能な事業（令和6年4月1日時点）

実施内容	事業名 (各事業ウェブサイトへアクセスします)	事業内容	荒廃農地再生対象事業メニュー	事業要件（主要なもの）				事業実施主体					補助率	
				受益面積	事業費	受益者数	その他	都道府県	市町村	農地中間管理機構	土地改良区	その他	定額	定率
地域ぐるみの話し合いを通じ、農地の有効活用や粗放的利用により荒廃農地の発生防止・解消を実施	農山漁村振興交付金 (最適土地利用総合対策)	中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援	1. 最適土地利用総合対策 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援	-	-	-	・ 中山間地域等の複数の集落が対象 ・ 土地利用構想を事業開始年度から3年以内に策定すること ・ 市町村、農業者、地域住民が参画すること ・ 農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行うこと ・ 5年間耕作又は粗放的利用を実施すること	○	○	○	○	・ 農業委員会 ・ 農業協同組合 ・ 地域協議会 ・ 地域運営組織	【最適土地利用推進事業】 ①ソフト定額（交付額上限1000万円） ・ 土地利用構想の概定 ・ 実証事業 ・ 土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組 ・ 省力化機械の導入 ②ソフト定額（交付額上限250万円） ・ 農用地保全等推進員の措置 ※活性化計画を策定していることまたは策定することが確実であること。 ③ソフト定額（10,000円/10a、5,000円/10a） ・ 粗放的利用体制整備 ※営農定着のための支援として最大3年間	5.5/10以内等 (交付額上限2000万円)
地域・集落の共同活動で荒廃農地の発生防止・解消を実施	多面的機能支払交付金	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援	①農地維持支払 ②資源向上支払	-	-	-	活動組織、広域活動組織の設立	-	-	-	-	・ 活動組織 ・ 広域活動組織 【広域活動組織】 事業計画の対象とする区域内の農用地面積が、200ヘクタール以上等	【農地維持支払】 田：3,000円/10a（2,300円/10a） 畑：2,000円/10a（1,000円/10a） 草地：250円/10a（130円/10a） 【資源向上支払】 田：2,400円/10a（1,920円/10a） 畑：1,440円/10a（480円/10a） 草地：240円/10a（120円/10a）等 ※（ ）は北海道の場合	-
	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動の継続を支援	①農業生産活動等を継続するための活動 ②農業生産活動等の体制整備のための取組	-	-	-	・ 中山間地域（特定農山村、振興山村、過疎、半島、離島、沖繩、奄美、小笠原、指定棚田）等 ・ 集落協定、個別協定を締結	-	-	-	-	集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等	田（急傾斜）：21,000円/10a 田（緩傾斜）：8,000円/10a 畑（急傾斜）：11,500円/10a 畑（緩傾斜）：3,500円/10a 等	-
簡易な農地整備等と併せて荒廃農地を解消	農地耕作条件改善事業	地域計画の策定区域等において、耕作条件の改善を実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、営農定着に必要な取組を支援	地域内農地集積型、高収益作物転換型	-	200万円以上	農業者2者以上	農振農用地のうち地域計画の策定区域等	○	○	○	○	・ 農業協同組合その他の農業者等の組織する団体 ・ 農業法人その他の団体	-	1/2等
既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な整備と併せて荒廃農地を解消	農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型))★	市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援	定住促進対策事業 ▶ 農村地域等振興支援	-	-	-	一の箇所又は一の施設の施個々の施設等について、それぞれ農林漁業者が3名以上	○	○	-	○	・ 地方公共団体等が出資する法人 ・ 農業協同組合 ・ 農業協同組合連合会 ・ 農林漁業者の組織する団体 ・ 地域再生推進法人 ・ 地方公共団体の一部事務組合	-	1/2等
	農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション整備事業(農福連携型))	農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設等の整備（簡易な基盤整備を含む）を支援	実施要領別記3別表3の1第1事業メニュー ○ 農地等補完完全整備 ⑤産地振興追加補完整備 (13) 基本条件確保整備 ※基盤整備（農業用排水施設、区画整理等）と併せて一体的に実施する必要あり	-	-	-	・ 農林水産物等の生産、地域内での販売等、地域コミュニティへの貢献及び地域交流に係る取組並びに障害者等の作業の内容に係る通年計画を策定 ・ 目標年度までに、事業実施主体が整備した農林水産物生産施設等で作業に従事する障害者、生活困窮者または要介護認定高齢者が5名以上増加すること	-	-	-	-	・ 農林水産業を営む法人 ・ 社会福祉法人 ・ 特定非営利活動法人 ・ 一般社団法人 ・ 一般財団法人 ・ 公益社団法人 ・ 公益財団法人 ・ 医療法人 ・ 地域協議会 ・ 農業協同組合等の農林漁業者の組織する団体 ・ 民間企業	-	1/2以内 (高度経営は上限1,000万円、経営支援は上限2,500万円等)

荒廃農地の解消等に活用可能な事業（令和6年4月1日時点）

実施内容	事業名 <small>各事業ウェブサイトへ アクセスします</small>	事業内容	荒廃農地再生対象事業メニュー	事業要件（主要なもの）				事業実施主体					補助率		
				受益面積	事業費	受益者数	その他	都道府県	市町村	農地中間 管理機構	土地改良区	その他	定額	定率	
棚田地域振興の取組により荒廃農地の発生防止・解消を実施	農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型))★	指定棚田地域振興活動計画に基づき、農山漁村における棚田地域振興の促進を図るために必要な保全整備を支援	定住促進対策事業 ▶ 農村地域等振興支援 交流対策事業 ▶ 農村地域等振興支援 実施要領別記3別表3の1第1、別表3の2第1事業メニュー ○ 指定棚田地域保全整備 ◎ 指定棚田地域保全整備	-	-	一の箇所又は一の施設の施設個々の施設等について、それぞれ農林漁業者が3名以上	・指定棚田地域振興活動計画（指定棚田地域を対象）を策定	○	○	-	○	-	・計画主体（地方公共団体）が指定した者 ・地域協議会 ・農業協同組合 ・農林漁業者の組織する団体 ・NPO法人	-	55%等
農地整備等と併せて荒廃農地を解消	農地中間管理機構関連農地整備事業	担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れしている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進	農地整備事業 実施要領別紙1別表 区分2農業生産基盤整備附帯事業 (3) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ※農業生産基盤整備事業と併せて一体的に実施する必要あり	10ha以上 (中山間地域は5ha以上)	-	2者以上	・事業施行地域内農用地の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること ・収益性等を20%以上向上 ・15年以上の中間管理権の設定	○	-	-	-	-	-	-	1/2等
	中山間地域農業農村総合整備事業	地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした営農の確立を支援するため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を一体的に実施	実施要綱第2の1 中山間地域総合整備事業 実施要領別表 区分1 農業生産基盤整備事業 (9) 土地基盤の再編・整序化事業 (耕作放棄地等の再編・整序化に係る土地を保全・再編利用するために必要な事業) ※中山間地域総合整備事業の全体で2以上の事業を行い、かつ、農業生産基盤整備事業から1以上の事業を実施する必要あり	10ha以上	-	2者以上	・中山間地域（過疎、振興山村、離島、半島、特定農山村、指定棚田） ・総合計画を作成 ・土地基盤の再編・整序化事業を実施する場合、ア 事業計画区域の農地面積に対して、総合整備事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、おおむね7割程度は確保できる見通しのあること イ 事業完了後の経過報告を行うこと 等	○	○	-	-	-	-	-	55%等
農地整備等と併せて荒廃農地を解消	農業競争力強化農地整備事業	農地の大区画化や排水対策等を実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進	農地整備事業 ▶ 経営体育成型、中山間地域型 実施要領別紙1別表 区分2農業生産基盤整備附帯事業 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ※農業生産基盤整備事業（暗渠排水事業、区画整理事業等）と併せて一体的に実施する必要あり	20ha以上 (中山間地域型10ha以上)	-	2者以上	担い手への農地利用集積50%以上等	○	-	-	-	-	-	-	1/2等
	農山漁村地域整備交付金(農地整備事業)★	効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を助成し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施	経営体育成型、耕作放棄地型 実施要領別紙1-1別表1 区分2農業生産基盤整備附帯事業 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 区分4 農業経営高度化支援事業 (5) 耕作放棄地活用推進事業（耕作放棄地型に限る） ※農業生産基盤整備事業と併せて一体的に実施する必要あり	20ha以上	-	2者以上	・担い手農地集積率が一定以上増加すること等（経営体育成型） ・耕作放棄地率が6%以上等（耕作放棄地型）	○	△ (耕作放棄地活用推進事業)	-	△ (耕作放棄地活用推進事業)	農業協同組合、農地所有適格法人等（耕作放棄地活用推進事業）	-	1/2等	

荒廃農地の解消等に活用可能な事業（令和6年4月1日時点）

実施内容	事業名 （各事業ウェブサイトへアクセスします）	事業内容	荒廃農地再生対象事業メニュー	事業要件（主要なもの）				事業実施主体					補助率	
				受益面積	事業費	受益者数	その他	都道府県	市町村	農地中間管理機構	土地改良区	その他	定額	定率
簡易な農業用排水施設整備と併せて荒廃農地を解消	畑作等促進整備事業	麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援	実施要領別表5 事業種類8 営農環境整備支援	-	200万円以上	農業者 2者以上		○	○	-	○	農業者協同組合、農業協同組合連合会等	-	1/2等
農業用排水施設整備と併せて荒廃農地を解消	水利施設等保全高度化事業	水田の汎用化・畑地化や畑地・樹園地の高機能化を通じて、農業の高付加価値化や高収益作物の導入・定着、担い手への農地集積・集約化等を推進	畑地帯総合整備事業 実施要領別表2 区分2農業生産基盤整備附帯事業 （4）耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ※農業生産基盤整備事業（高収益作物導入促進型は農業用排水施設整備事業又は暗渠排水事業、高収益作物転換型、畑作物等転換型は農業用排水施設整備事業、客土事業、暗渠排水事業、区画整理事業のいずれか、畑地帯総合整備型、畑地帯総合整備中山間地域型は農業用排水施設整備事業、農道事業、区画整理事業のいずれか）と併せて一体的に実施する必要あり	20ha以上 （中山間地域は10ha以上）等	-	2者以上		○	△ （高収益作物転換型、畑作物等転換型）	-	△ （高収益作物転換型、畑作物等転換型）	都道府県土地改良事業団体連合会等 （高収益作物転換型、畑作物等転換型）	-	1/2等
	農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業）★	水田及び畑地帯における基幹的な農業用排水施設の整備等を支援	畑地帯総合整備型、畑地帯総合整備中山間地域型 実施要領別紙2運用2別表 区分2農業生産基盤整備附帯事業 （4）耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ※農業生産基盤整備事業（農業用排水施設整備事業、農道整備事業、区画整理事業）と併せて一体的に実施する必要あり	20ha以上 （中山間地域は10ha以上）等	-	2者以上		○	-	-	-	-	-	1/2等
荒廃農地を解消して公共施設用地や市民農園等を整備	農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業）★	農村集落及びその周辺地域において、農業農村の活性化を図ることを目的として、農業生産基盤と農村生活環境等の整備に加え、中山間地域における耕作放棄地対策を総合的に支援	中山間地域総合整備型 ▶ 集落型事業 ▶ 一般型事業 農地環境整備型 ▶ 一般型事業 実施要領別紙4-1運用1別表 区分3保全管理等事業 （1）高付加価値農業基盤整備事業 （2）附帯事業 （3）用地整備事業 （4）市民農園等整備事業 （5）生態系保全施設整備事業 （6）遊水池整備事業 （7）土地改良施設の撤去及び跡地整備 （8）交換分合事業 ※中山間地域総合整備型は農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業と併せて一体的に実施する必要あり	中山間地域総合整備型 県営事業60ha以上 市町村営事業20ha以上 （一定の要件を満たす場合、県営事業20ha以上、市町村営事業10ha以上） 農地環境整備型 10ha以上 等	-	2者以上	中山間地域（過疎、振興山村、離島、半島、特定農山村、指定棚田）等	○	○	-	-	-	-	55%等
放牧を活用して荒廃農地を解消	強い農業づくり総合支援交付金	傾斜地等を遊耕法や不耕起等により放牧地として利用するための柵欄の整備や放牧地整備等を支援	産地基幹施設等支援タイプ 交付等要綱別表1のI 1 産地競争力の強化 （1）産地収益力の強化に向けた総合的推進 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 （イ）放牧利用条件整備 2 みどりの食料システム戦略の推進 イ 飼料作物作付及び家畜放牧条件等整備 （イ）放牧利用条件整備	-	-	農業者 5者以上	事業実施地域は、飼料増産に係る推進計画を策定	○	○	-	○	・農業者の組織する団体 ・公社 ・事業協同組合連合及び事業協同組合 ・特認団体 ・要件を満たすコンソーシアム	造成・整備面積10aあたり ・傾斜地等活用整備 上限70,000円/10a ・野草放牧地整備 上限10,000円/10a ・耕作放棄地活用整備 上限50,000円/10a	1/2等

★ 沖繩は沖繩振興公共投資交付金